

公立大学法人秋田公立美術大学副理事長および理事の職務分担に関する規程

平成25年4月1日

規 程 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款（以下「定款」という。）第8条に規定する公立大学法人秋田公立美術大学（以下「大学」という。）の副理事長および理事の職務分担等を定めるものとする。

(副理事長および理事の職務分担)

第2条 副理事長および理事の職務分担は次の表のとおりとし、分担は理事長が定めるものとする。

担当理事	職務分担	主な管掌業務
副理事長	大学戦略・自己評価・内部統制担当	1 大学戦略に関すること 2 自己評価に関すること 3 中期計画に関すること 4 内部統制に関すること 5 広報に関すること 6 進路および就職に関すること
理事	教育担当	1 学部および大学院の教育に関すること 2 学務に関すること 3 教職課程および博物館学芸員課程に関すること 4 入試に関すること 5 附属図書館に関すること
理事	研究・社会連携担当	1 学部および大学院の研究に関すること 2 ファカルティ・ディベロップメントに関すること

		3 社会連携および企画に関すること 4 国際交流に関すること
理事	総務・財務 担当	1 庶務に関すること 2 財務（予算・決算・給与）に関すること 3 労務に関すること 4 安全衛生に関すること 5 スタッフ・ディベロップメントに関するこ と
理事	大学運営担 当	1 大学運営の課題に関すること
理事	厚生担当	1 学生の生活に関すること 2 ハラスメントに関すること

（令和 7 規程 5 ・ 一部改正）

（職務の代理等）

第 3 条 定款第 9 条第 6 項の規定による理事長および副理事長に事故があるときにその職務を代理し、又は理事長および副理事長が欠員のときにその職務を行う理事の順序は、総務・財務担当の理事、教育担当の理事、研究・社会連携担当の理事、大学運営担当の理事、厚生担当の理事の順とする。

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日規程第15号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年10月30日規程第26号）

この規程は、平成27年10月30日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 1 日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規程第9号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月27日規程第5号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。